

平成28年 9 月26日 条例第36号

天理市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、天理市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

2 前項に規定するもののほか、協議会は、空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。）の適正な管理に関する事項について、協議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、協議会に諮って会議を非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を提出させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第56号を第57号とし、第50号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第49号の次に次の1号を加える。

50	空家等対策協議会の委員	日額	8,800	同上
----	-------------	----	-------	----

別表備考第3項中「第53号まで及び第56号」を「第54号まで及び第57号」に改める。